

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第七号
令和三年三月一日発行（抜刷）

講
演

令和元年度皇學館大学研究開発推進センター神道研究所公開学術講演会

（令和元年七月五日 於四号館 四三一教室）

奈良・平安時代の太上天皇

中野渡俊治

令和元年度皇學館大学研究開発推進センター神道研究所公開学術講演会

(令和元年七月五日 於四号館 四三一教室)

奈良・平安時代の太上天皇

中野 渡 俊 治

【佐野真人】皆様お待たせ致しました。定刻となりましたので、令和元年度皇學館大学研究開発推進センター神道研究所の公開学術講演会を開催させていただきます。開催に先立ちまして本センターのセンター長大島信生よりご挨拶申し上げます。

【大島信生】本日はお足元の悪い中、令和元年度皇學館大学研究開発推進センター神道研究所の公開学術講演会にご来場を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。私は研究開発推進センター長を務めております大島と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。神道研究所では春学期にはこの公開学術講演会、秋学期には公開学術シンポジウムを開催しております。本日は講師に清泉女子大学文学部教授中野渡俊治先生をお招き致しまして、「奈良・平安時代の太上天皇」という演題でお話をいただきます。先生の御略歴につきましては本日の黄色い紙に書かれておりますけれども、先生は昭和四十七年青森県のお生まれで、東北大学大学院文学研究科歴史科学専攻博士後期課程を満期退学されています。博士(文学)でいらっしやいます。専門は日本古代史です。東北大学百年史編纂室でお勤めになられた後、花園大学文学部日本史学科専任講師、さらに准教授、そして教授を

経られました本年度より清泉女子大学文学部文化史学科の教授でいらっしやいます。著書と致しましては、『小右記注釈 長元四年』(共著、平成二十年、小右記講読会)、それから本日のお話とも関わるかと思いますが、『古代太上天皇の研究』(単著、平成二十九年、思文閣出版)がございまして、論文も多数発表されています。今年度より清泉女子大学に移られたところで大変お忙しい中、本日に本日は有難く思っております。それでは簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。中野渡先生宜しくお願い致します。

【中野渡俊治】只今ご紹介にあずかりました、清泉女子大学から参りました中野渡俊治と申します。宜しくお願い致します。今ご紹介いただきましたように、この三月まで京都の花園大学にいました。十年間ほど西日本・関西の方にいて四月から関東・東京に移ったばかりでして、こちら関西の方に来まして、何となく懐かしさを感じております。今日は、お配りしたレジュメにもありますように、「奈良・平安時代の太上天皇」という題目で話を進めていきたいと思っております。

今年皆様ご存じの通り四月の三十日に天皇の譲位がありまして、新天皇即位、

そして上皇誕生ということとなりました。上皇が誕生するというのはまさに二百年ぶりということで、様々話題になっているところです。恐らく今日私がこちらにお招きいただきましたのも、そういったことで上皇・太上天皇とは何なのかということでのお話だと思います。今日は上皇の全体的な歴史というよりは上皇・太上天皇というものが現れた古代に焦点を絞りまして、太上天皇が、古代国家にとってどのような存在であったのかということについてお話をしていきたいと思っています。

はじめに

まず一言で太上天皇とは何であるかという点、位を譲った後の天皇の地位・称号となります。天皇が讓位をして太上天皇となる理由としては、現在は（太上天皇ではなく上皇というのが正式な称号であります）、今の上皇の先年のビデオメッセージでのお話になりましたように、象徴天皇としての立場から、高齢になり天皇としての公務の遂行がなかなか難しいこともあるので、位を退くということでした。しかし古代においては、必ずしもそうした年齢等々とは関係がないところがありまして、皇位継承との関連があり、確実な皇位継承を目指す、その手段の一つとして太上天皇というものが現れたということになります。皇位継承との関連でいえば、天皇の位を継ぐのは皇太子ですから、太上天皇の存在は皇太子の地位の登場と密接に関わることとなります。皇太子制が確立すること、太上天皇の成立は、初期の段階では連動しています。そういったことも含めて、これからお話をしていきたいと思っています。

一、太上天皇の概要

(一) 太上天皇とは

はじめに、太上天皇の概要からお話をします。先ほどの繰り返しになりますが、太上天皇は一言で説明すれば、讓位した天皇の称号です。これはなにも現代の我々の解釈ではなく、古代の法典、律令の中でどのように規定されています。「大宝令」に続く律令である「養老令」の儀制令第一条に、様々な天皇の称号についての規定があります。そこに太上天皇という文字が見えまして、太上天皇は、「讓位の帝に称する所」と規定されています。これが最も簡素かつ確実な定義となります。つまり太上天皇というのは、讓位した天皇の称号であるということになります。

日本史上最初の太上天皇は、持統天皇十一年（六九七）に讓位をして太上天皇となり、大宝二年（七〇二）に崩御した持統太上天皇です。歴史上最後の太上天皇となったのは、江戸時代の光格太上天皇で、文化十四年（一八一七）に讓位をしています。そういうこともありまして、二〇一九年の讓位が二〇二年ぶりということとなります。光格太上天皇は天保十一年（一八四〇）に崩御しているので、これ以降この二〇一九年、令和元年まで日本においては退位した後の生きている天皇というものは、存在しなかったということになります。

二百年間日本では上皇・太上天皇が存在しなかったということで、現在注目されているわけですが、日本史上を見渡してみると、生前に位を退くということは、決して異例なことではありません。最初の太上天皇である持統天皇から始まり、最後の太上天皇となった光格天皇までは八十四代の天皇を数えますが、そのなかであって、六十人が讓位をして太上天皇となっています。単純に計算をすると、七十二パーセント位、半数以上が上皇・太上天皇となっているということになります。

す。日本においては、先ほど律令でも太上天皇という地位が規定されているというに触れましたが、奈良時代以降は常に天皇が生前讓位することを想定していたということになります。これは、日本がしばしば古代国家の形成において、制度上参考にした中国などと比べると大変異例なことです。中国の場合も、何人か生前讓位した皇帝がおり太上天皇・太上天皇と呼ばれましたが、かなり例外的な存在です。例えば古代の日本がよく参考にした唐の皇帝の場合は二十三代、二十一人の皇帝を数えますが、讓位した皇帝は六人のみです。しかもそれは大体において、クーデターなどのような状況の中において讓位しています。もう一人唐の皇帝として扱われる場合とそうでない場合がありますが、女帝である則天武后も退位させられています。また、中国史上最後の王朝である清の皇帝の場合は、十二代の皇帝のうち、「ラストエンペラー」宣統帝は除いて、讓位をしたのは一名、乾隆帝のみですので、讓位するということは日本ではよく見られますが、東アジア社会においては珍しいことだと言えます。なお今日はこれ以上触れませんが、ベトナムでは、一三世紀の陳朝大越国の王朝において、皇帝が退位をして太上天皇となるのを制度化したことがありました。しかしこれは王位・皇位継承の問題と言うよりは、外交問題上、対中国との関係で二人の皇帝を備えるために太上天皇と皇帝を定めたものです。あくまでもベトナムの場合は特定の王朝のみということで、日本のように長く、退位した天皇の存在を認めたというのは、なかなか他にはみられないということになります。

日本においてはの太上天皇の存在は、明治の皇室典範制定に際して讓位を否定したことによって、一旦の終焉を迎えました。「皇室典範」には、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とあり、踐祚・即位をするのは天皇が崩じたときのみとしたので、そこで讓位というものは消えまして、それが今回復活したということになります。

(二)「太上天皇」のよみ方

この讓位した天皇について、文字では「太上天皇」と書きます。これについては、いくつかのよみ方がありますが、まず「だいじょうてんのう」です。これは中世・戦国期あたりの『塵添檻囊抄』というものがあり、その中で太上天皇について、仮名で「ダイジャウテンノウ」と振っています。つまり中世では「だいじょうてんのう」とよむという認識があったということになります。その一方で、濁らずに「たいじょうてんのう」とよんでいたという史料もあります。それは奈良時代の正倉院文書の中に、「生江臣家道女本願經貢進文」というものがあり、ここでは「帝上天皇」と表記しています。これは「たいじょうてんのう」とよみ、聖武太上天皇のことを指すと思われます。本来は文字で書けば「太上天皇」なのですが、発音が通ずるので「帝上天皇」と書いたと思われます。「帝」という文字は呉音では「タイ」となるので、奈良時代の人たちは「たいじょうてんのう」とよんでいた可能性があります。私は「だいじょうてんのう」と濁ってよんでしまいましたが、「たいじょうてんのう」とよむ可能性が高いことになります。

その一方で「だいじょうてんのう」にせよ「たいじょうてんのう」にせよ、普段の会話では「だじょう」の方が発音しやすいということもあり、「だじょうてんのう」と発音するようになります。中世の中原家の秘伝書という『中家実録』において、天皇の様々な呼び方について漢字の当て字で読み方を表記しています。例えば「今上皇帝」は「琴」字を使って「きんじょう」とよませておりましたが、「太上天皇」は「馱讓惶帝」としており、これは「だじょうこうてい」とよませるということになりました。

もう一つ太上天皇のよみ方について、宣命にみられる「和訓」の場合があります。「天皇」は「すめらみこと」と訓みますが、「太上天皇」については訓み方を示す明確な史料はありません。本居宣長は「おほきすめらみこと」と訓むのであ

ろうと推定しています。したがって、「太上天皇」のよみ方については、「だいじょうてんのう」「たいじょうてんのう」「だじょうてんのう」「おおきすめらみこと」のようなよみ方があるということになります。

（三）太上天皇と上皇

今回の陛下は「上皇」を称号としています。史料を見ると、「太上天皇」と「上皇」と二つの表記が出てきます。これは「上皇」は「太上天皇」の略称であるということになります。事実太上天皇というものが現れた奈良時代のような、早い段階の史料を見ると、上皇と略した例は全く無く、奈良時代の『続日本紀』『万葉集』『東大寺献物帳』（「国家珍宝帳」）『薬師寺東塔檿銘』では「太上天皇」と表記されています。それが平安時代、九世紀以降になってくると略称としての上皇表記が見られるようになっていきます。一番早い例では平安時代初期、嵯峨太上天皇の時に「上皇の号を除かんとす」という史料があり、その時期を始めとして平安時代中期以降から「上皇」表記が見られるようになります。他にも「太上皇」や「太皇」、「太上」などとも称されますが、「太上天皇」号が消えたわけではありません。あくまでも正式には太上天皇と称するという認識は変わらないまま、上皇という略称も見られるようになっていきます。ちなみに高校の日本史の教科書を見ると、例えば山川出版社の教科書では、九世紀までは太上天皇と表記し、その後については「白河上皇」「後白河上皇」のように上皇と、表記を書き分けています。その他の多くの出版社の教科書では、奈良時代以降を通じて、全て上皇と表記しています。山川出版社が太上天皇と上皇とを書き分けた背景については、おそらくこの後でお話をする、平安時代初期の事件が関連するかと思えます。

二、太上天皇に関する研究史

太上天皇とは、天皇の位を退いた後の称号となりますが、位を退いたからといって、完全な隠居状態となったのではなく、前天皇として様々な行動をとります。実際、歴史的には上皇・太上天皇と天皇との関係が、緊張状態になることがみられます。こうしたことから、古代国家における太上天皇の位置付けについて、多くの研究が積み重ねられてきています。特に戦後になってから、太上天皇の存在についての研究が進みました。研究史のすべてを振り返るのは、あまりにも膨大なので、代表的なものを紹介いたします。

古代の太上天皇について、重要な存在であることを最初に指摘したのは、岸俊男氏です。岸氏は一九六〇年代に論文「元明太上天皇の崩御」で、元明太上天皇が亡くなった際に三関を封鎖する固関が行われた事に注目しました。太上天皇が前天皇でありながら、亡くなった際に国家の非常事態として認識されるということが、そこから太上天皇は、実は讓位した後においても権力が高かったのではないかということ指摘し、八世紀における太上天皇の地位について着目するべきであるという指摘をしました。それに続いて、太上天皇に関する研究をさらに深めたのが春名宏昭氏です。春名氏は一九九〇年に論文「太上天皇制の成立」において、「権力」と「権能」という語句の違いに着目して、太上天皇の位置付けを検討しました。「権力」というのは個人個人によって異なる場合があります。人によって強い力を持っている場合もあれば、持っていない場合もあります。これに対して「権能」というのは個人・人物に拘わらず、その人が持っている地位に付属・付随する力のことです。ですからこの場合、太上天皇ならば誰でも「権力」を持っているということにはなりません。春名氏はここで「権能」に着目して、太上天皇に基本的に備わっている権限を考察しました。そして、唐の太上帝帝の

地位の分析を通して、日本の太上天皇とは天皇と同等の力を持つ存在であると指摘しました。太上天皇は天皇大権を掌握する人格を持つ存在であるということですから。そしてこのような天皇と並ぶような力を持つ太上天皇の存在は、平安時代初めの平城太上天皇の変（葉子の変）によって終焉をむかえるとなりました。

これに続いて、仁藤敦史氏は、太上天皇と天皇とは、権威と権力の相互補完の関係にあり、天皇の権力を補い合うようなものではないか、と指摘しました。また寛敏生氏は、太上天皇の存在は、天皇を頂点とする律令国家にとっては「矛盾」であるとなりました。一人しかいないはずの権力者が二人いることの矛盾とともに、太上天皇が天皇の地位を退いた後で天皇的な行為をすることは、律令法によるものではなく、まさに先の天皇であったというその特性によるものではないかと指摘しました。続いて齋藤融氏は、太上天皇は律令法上においては、身位（身分）は天皇に準ずるものの、それによって何らかの権能を保證されたものではないと指摘しました。こうした研究が一九九〇年代前後に活発になったのは、おそらくは今から三〇年前の、昭和天皇から今の上皇陛下への代替わりに際して、即位儀礼に関する研究が様々行われまして、この関連で太上天皇に関しても注目されたのではないかと思います。現在においても、この時期に盛んになった研究成果を受け継いでいる状況であり、私もこうした研究に触発をされて、太上天皇の地位や存在意義についての研究をあれこれやっているということになります。

三、太上天皇位の成立

(一) 六〜七世紀段階の王位継承

ここからは太上天皇の地位が成立した背景についてお話をしていきます。まず六世紀から七世紀段階における王位継承について、主に吉村武彦氏などの研究に拠ると、基本的には群臣推戴によって大王が選出されていたと考えられています。

前の大王が亡くなると、群臣が次の大王を選ぶ——もちろんそれは王の血を引いている中から選びますが——、そして群臣から新しい大王に対して宝器が奉られます。つまり群臣の意思によって新大王が決まるということになります。その後、新大王が壇に登り、天つ神からの委託を受けるということをし、宮の場所を決め、さらにまた改めて大臣などの地位を任命するということで、代替わりごとに大王と豪族達との関係が再確認されるものでありました。つまり大王・天皇の血筋は特定のものに固定されていて、その中の血を引いている者の誰が大王・天皇になるかということについては、もちろん有力な王子・皇子たちもいますが、継承候補者を一人に絞ってはいません。また在位中の大王・天皇が、自らの意思で自分の後継者を指名することもありませんでした。王権を支える群臣や豪族たちの意向が、大王の地位に大きな影響を与えていたというような状況だったのです。

さらに七世紀の半ばに発生した問題として、大王の生前に王位継承者を決定できず、一人に絞り込むことが出来ない、すると何人かの有力な王位継承候補者がいたとして、その王位継承候補者たちの間で、様々な形で対立が発生する状況が生まれます。また大王が予想外に長生きをして、王位継承候補者たちの方が、即位する機会が無いままに終ってしまうということも発生します。それが厩戸皇子（聖徳太子）の例であり、あるいは中大兄皇子——これが後に天智天皇になります——の周辺に、古人大兄皇子のように有力な存在があると、そこに争いが発生することになります。王位継承候補者を一人に絞りきれないと、当然の事ながら、様々な王族や豪族間での対立が発生するということになります。加えて七世紀半ばの特有の問題として、皇極天皇の存在があります。皇極天皇は女帝であり、日本国内においてはそれは問題ではありませんが、唐との関係においては問題化する可能性がありました。「大化改新」（乙巳の変）に際して、基本的には国内の制度改革が主目的でしたが、このとき皇極天皇は、自分の兄弟である軽皇子、すなわち孝

徳天皇に譲位をしています。「大化改新」（乙巳の変）は、王位継承問題の視点からは、はじめて生前譲位が行われた事例であると評価をすることが出来ます。『日本書紀』によると、この時皇極天皇は軽皇子に、名指ししてあなたが皇位を嗣ぎなさいという形で譲位をしたと記述されています。つまり天皇の存命中に王位交替が実現したとともに、天皇の意思によって新しい天皇が選定されたということになります。「大化の改新」というのは、色々な評価をすることができますが、皇位継承の面では、生前譲位がはじめて行われたということと、天皇の指名によって、新しい天皇が登場したという、二つの特徴を挙げることが出来ます。ではこれで皇極天皇が最初の太上天皇かということになります。一部の書籍などでは「皇極上皇」などと書かれていることもありませんが、皇極天皇はさすがに太上天皇と言うことは出来ないと考えます。何故かと言うと、まず一つは、これはそれ程大きな要因ではありませんが、政変下で「大化の改新」（乙巳の変）と言われるような一で行われた譲位であり、またこの後の持統太上天皇の例に見られるような、制度化には到らない段階での譲位であったことがあります。また譲位した後の、先の大王・天皇の身位がまだはっきりと決められていません。先ほど私は皇極は太上天皇ではないと申し上げました。皇極天皇については『日本書紀』の中でも、「太上天皇」ではなく「皇祖母尊」と表記されています（実際「王祖母尊」であったかもしれませんが）。これは「すめみおやのみこと」とよみます。「皇祖母尊」（すめみおやのみこと）は、譲位した天皇にだけ用いる称号ではなく、「皇族の中の長老の女性」というような意味合いです。『日本書紀』には、皇極前女帝だけではなく、皇極天皇の母親（吉備姫王）が「吉備嶋皇祖母命」と表記され、また舒明天皇（皇極天皇の夫）の母親である糠手姫皇女（田村皇女）についても「嶋皇祖母命」と称されたとあります。したがって、皇極天皇が譲位した後の地位については、まだこの段階でははっきりと整備されていたのではなく、取りあえず、という言い方が適当かはともかく、皇族の長老女性と言うことで「皇祖母尊」と

称されるという状況でありました。なお皇極天皇は、この後重祚しているので（斉明天皇）、最終的には在位中の天皇として崩御しています。

（二）持統天皇と太上天皇位の成立

このように、皇極天皇の段階で天皇の生前譲位、そして天皇による後継者指名の前例が成立しました。これが制度化されるのが、持統天皇の時期になります。持統天皇（天武天皇の皇后であり、また天智天皇の皇女）が、朱鳥元年（六八六）に天武天皇が崩御した後をうけて、称制を経た後に最終的に即位します。天武天皇後の皇位継承に関しては様々な問題がありました。とりあえずは天武天皇の皇后である持統天皇が天皇の位を継ぎましたが、天武天皇の皇子である大津皇子が謀反の容疑により自害に追い込まれ、また持統天皇が皇位を継承させたいと考えていた、実子の草壁皇子が即位する前に薨じてしまうということがありました。その草壁皇子については、薨去したときすでに皇子がおりました。軽皇子です。この軽皇子は後に文武天皇として即位しますが、草壁皇子が薨去したとき、まだ七歳でした。飛鳥時代や奈良時代の慣習では、ある程度成人をしていなければ、天皇に即位するのは相応しくないと考えられていたので、軽皇子が天武天皇と持統天皇との孫であり、草壁皇子の子であったとしても、まだすぐ即位するには時期が早いと考えられていました。しかも草壁皇子が薨じた持統天皇三年（六八九）の段階では、天武天皇の皇子たちが多く健在でした。また天智天皇の皇子たちも、川島皇子や施基皇子が健在です。つまり草壁皇子が亡くなった段階で、天皇になる可能性のある皇子は多数存在していました。しかし持統天皇としては、それらの皇子たちではなく、自らに直接つながるような系統に皇位を継承させたいと考え、軽皇子を唯一の皇位継承者としようとします。これが軽皇子の立太子となります。

持統天皇十年（六九六）、太政大臣であった高市皇子が薨去します。高市皇子

は天武天皇の諸皇子中の最年上であり、おそらくは生母の身分の関係で天皇の位には遠かったと考えられますが、持統天皇のもとで太政大臣となる実力者でありました。天武天皇諸皇子中の重鎮であった高市皇子が薨去した後、持統天皇は皇族や群臣を集めて「日嗣を立てんと謀」りました。つまり、天皇の後継者を立てようということ、会議を開いて謀ったのです。このことは『日本書紀』にはみえず、奈良時代に編纂された漢詩集である『懷風藻』中の葛野王（天智天皇の子の友皇子、すなわち弘文天皇の子）の伝中にあります。この会議に当たって、持統天皇の後継者を決めることになった際、集まった群臣は各々自分の意見を述べて話がまとまらなかったとあります。おそらく群臣はそれぞれ自分たちが推薦したい皇子があり、議論となったようです。その時葛野王が次のように発言したとあります。すなわち、わが国の法では、皇位は神代以来子・孫と代々継承してきただけで、もし兄弟間で――天武天皇の兄弟間ということになりますが――継承するようなら、争いということはない。人として行うべきことから論ずれば、後継者は自ずから決まっている、というものです。つまり天武天皇の次は草壁皇子であり、草壁皇子の次は軽皇子であるという直系継承が、神代以来の原則であるということ、これを主張したのです。これは当然のことながら、それまでの皇位継承のあり方から見れば、現実に即していません。しかし葛野王はこれをそう言い切つてしまい、天武天皇の皇子である弓削皇子が異論を挿もうとすると、それを遮つてしまったとあります。そして持統天皇は、こうした葛野王の行動を大変褒めたともあります。葛野王の言動が自発的なものなのか、持統天皇から言い含められたものなのかは不明ながら、いずれにしても葛野王のこうした強引な主張によって、皇位継承の基本方針は直系継承となり、軽皇子は持統天皇十一年、皇太子の地位に就きます。このとき軽皇子は十五歳の若さでした。日本の皇太子制というものは、おそらくこの軽皇子から始まるものであると考えられます。これによって軽皇子

が、持統天皇の唯一の後継者として決定します。

ここで次期皇位継承者としての皇太子が決定したので、あとは持統天皇崩御後に皇太子軽皇子が即位すればよいということになります。軽皇子の即位は意外に早く実現します。軽皇子が皇太子になったのは、持統天皇十一年二月でした。この後、同じ持統天皇十一年六月前後の『日本書紀』を見ると、持統天皇のための造仏や読経などの記事が散見します。この時期、持統天皇は体調不良であったようです。結果的にこの時は回復したようですが、おそらくはこの体調不良が契機となり、二月に皇太子となつたばかりの軽皇子即位となります。この年八月、『日本書紀』持統天皇十一年八月乙丑朔条に「天皇、策を禁中に定め、天皇位を皇太子に禪る」とあります。また『日本書紀』を引き継ぐ歴史書である『続日本紀』文武天皇元年八月甲子朔条には「禪りを受けて即位す」とあり、位を譲られた文武天皇側からの即位記事があります。つまりここで持統天皇は、存命中に孫である皇太子の軽皇子に譲位をしたということになるのです。そしてこれが、在位中の天皇が次期天皇予定者である皇太子に直接位を譲ることの初例となりました。したがって譲位と皇太子制とは連動するものであるといえます。そしてこれ以降、天皇の即位後に皇太子が定められ、その皇太子に生前譲位をするという皇位継承が定着していきます。

この持統天皇十一年段階で、持統天皇が皇太子を決め、かつ半年後に譲位に至つた理由は、史書に明記されてはいないので、判然とはしません。しかしおそらくは、まだ皇太子の地位自体が確立していた状態ではなく、持統天皇としては自らの歿後に、皇太子が確実に天皇として即位できないことへの危惧を考えたと思われれます。前述のように、天武天皇の諸皇子にはまだ健在な人たちが多く、皇太子の地位を否定して、まだ十五歳と幼い軽皇子の即位を妨げる可能性もあります。そのため、まだ自らが存命中で影響力があるうちに、皇太子に確実に皇位を譲ることに踏み切つたのではないかと考えられます。この持統天皇から文武天皇への

皇位の継承については、『続日本紀』にみえる文武天皇の即位宣命において、天皇のことを現御神と称し、続いてこの現御神としての天皇の位・地位というものは、高天原の神々の時代以来代々受けつがれてきた皇位が、前の天皇から今の天皇・新天皇に引き継がれたことによって、実現するものであると述べられています。前の天皇から譲られたことによって即位することと強調しているのです。文武天皇は十五歳であり、当時の認識としては即位にふさわしい年齢ではなく、また政務に熟達してはいません。このような若い新天皇にとっては、それまで長く在位していた前の天皇から皇位を譲られたということは、正当性の大きな根拠となります。

持統天皇が譲位したことの大きな意義としては、まず皇太子軽皇子に対しての確実な皇位継承を実現したということがあります。譲位してしまうことで、皇位継承を既成事実化してしまうということです。加えて、十五歳という政治的にはまだまだ経験が浅く若い新天皇を、前天皇として後見をする、そして自らが譲った新天皇の正当性を保証していくという、こうした様々な思惑があって、持統天皇は生前譲位に踏み切ったと考えられます。はじめに、太上天皇の存在は皇太子制と連動するしましたが、皇太子の地位が出来たからこそ譲位が可能になったという一方で、皇太子制成立初期の段階では、まだ皇太子の地位が確立していたとはいええず、持統天皇は、存命中に皇太子に確実に位を伝えることを目的として、生前譲位を行ったということになります。譲位後の持統天皇、すなわち持統太上天皇が、文武天皇に対して後見をし、補佐をしたことについては、この後の元明天皇（文武天皇の次の天皇）の即位宣命中において、文武天皇の時代のことを振り返って、持統太上天皇と文武天皇は「並び坐して此の天下を治め賜ひ諧へ賜ひき」としています。持統太上天皇と文武天皇とは「並び坐して」、つまり持統太上天皇が文武天皇を輔佐しながら統治が行われたということになります。

ここで位を譲った持統前天皇の称号として「太上天皇」が現れます。「天皇」

に「太上」の二字が付きます。前天皇に「太上」の字を付すことについては、中国に先例があります。まず秦の始皇帝が、すでに亡くなっている自らの父（莊襄王）に対して、太上皇の称号を贈ったのが初例となります。続いて漢の高祖劉邦が、存命中の父（劉太公）に対して、何も称号がないのは問題だとして、太上皇の称号を贈っています。これが中国において、君主に関係する称号として「太上」を付した早い例になります。「太上」には「至極の物」や「最上の物」という意味があるので、天皇のさらに上の存在として、「天皇」に「太上」を付したということになります。この太上天皇という称号は、『続日本紀』や「養老律令」条文にみえるので、奈良時代には確実に存在していました。ただし「大宝律令」成立前の段階での太上天皇号の存否、つまり持統天皇譲位前後については、判然としません。しかし「薬師寺東塔櫓銘」は、銘文が刻まれたのは奈良時代に入ってからですが、元々の銘文が作成されたのはもう少し古い段階、藤原京の薬師寺時代と考えられます。ここでは持統天皇のことを「太上天皇」としているのです。おそらくは「大宝律令」成立以前、つまり持統天皇の譲位とともに、前天皇のことを太上天皇と称することが始まったと考えられます。このようなことから、「最初の」太上天皇は、皇極天皇ではなく持統天皇であるということになります。

（三）律令法上の太上天皇

この新たに設けられた太上天皇は、持統太上天皇存命中である、文武天皇の時代に成立した「大宝律令」や、その後の「養老律令」において、その地位が条文中に規定されました。まず「養老令」の条文を例として、その規定について触れます。太上天皇の地位の根拠については、条文中の三か所に現れています。簡単にまとめると、まず①「儀制令」天子条から、太上天皇の定義は前述のように、「譲位した天皇」であることがわかります。また②「儀制令」皇后条・③「公式令」平出条から、太上天皇は天皇とともに上表の対象であり、また公文書の書式にお

いては、天皇や太皇太后・皇太后・皇后とともに、平出という、文を書くに際して、特に敬すべき語には、そこで改行して次行のいちばん上に出し、前行と頭をそろえる対象として規定されています。したがって、律令条文上は、太上天皇の序列は天皇の下、皇后の上であり、かつ天皇に近い扱いとなります。天皇と太上天皇では、あえて言えば、太上天皇が天皇の下に位置するということになります。また律令法上において、太上天皇の地位については、あくまでも身位、つまり身分や位置付けを規定しているだけです。太上天皇の「権能」は規定していません。これは、天皇の権能も律令法で規定されていないのと同様です。

なお「大宝令」段階での太上天皇規定については、ひとつ問題があります。②「儀制令」皇后条では、太上天皇は天皇とともに上表の対象となっています。上表とは、臣下から君主に文書をたてまつること、またその文書のことです。さらに①「儀制令」天子条の規定から、上表の際、臣下は天皇のことを「陛下」と称します（三后（皇后・皇太后・太皇太后）・皇太子への上啓の場合は「殿下」です）。ところが、「大宝令」段階では太上天皇は上表の対象ではなく、陛下と称されなかった可能性があります。まず「養老令」諸注釈を集成した『令集解』に引用される「大宝令」の註釈書「古記」には、上表は「天皇に進るの書」とあり、太上天皇は上表の対象となっていない。また令の条文ではありませんが、大宝令制定下、天平十三年（七四二）の「千手千眼陀羅尼經」跋文には「皇帝陛下」「皇后殿下」「皇太子殿下」とある一方、太上天皇は「太上天皇陛下」ではなく「太上天皇」とのみあります。ここから「大宝律令」段階では太上天皇は上表の対象として扱われず、「陛下」とも「殿下」とも称される対象外であった可能性がります。それが「養老律令」段階で上表対象となり、「陛下」と称されるようになったということですが。

もう一つ、「大宝律令」段階において太上天皇の規定が盛り込まれたことについて、法制史学者の石尾芳久氏は、持統太上天皇の事実を条文化したのに他なら

ないという指摘をしています。つまり制度が先行して太上天皇が現れたのではなく、持統太上天皇の出現によって、後追いのように律令条文中に導入されたのではないかと、ということですが。また先に上表対象の問題の箇所では、「大宝令」の注釈書である「古記」について触れました。残された「古記」の文中には太上天皇に触れた箇所は無く、「大宝令」条文での太上天皇規定は復元できません。このことから「大宝律令」段階では太上天皇の規定そのものが存在しなかった可能性も指摘されています。しかし現実として太上天皇は「大宝律令」施行期に複数存在しており、持統太上天皇だけではありません。私は「大宝令」段階から太上天皇の規定は存在していた。つまり、律令制の成立と同時に太上天皇の地位も律令条文に規定されたのではないかと考えます。制度上の位置付けは以上ようになります。続いて、実際太上天皇となった人たちがどのように位置付けられ、また行動をしていたのかということについて、みていきます。

四、奈良時代の太上天皇

(一) 持統・元明・元正の各太上天皇

奈良時代の太上天皇は、基本的には自らが讓位した新天皇の正当性を保証するとともに、新天皇の輔佐や後見にあたるという位置付けにありました。ただあくまでも、天皇としての権限は天皇が持っていたと考えられます。先に触れた春名宏昭氏は、天皇と太上天皇は同等の権能を持っていると指摘しており、一般的にはその考えが受け入れられています。ただ私は、同等の権能を持っていたとまでは言えないのではないかと考えています。以下太上天皇の行動を、『続日本紀』などの史料に現れる事例を通して見ていきます。

まず持統太上天皇です。持統太上天皇は、大宝二年（七〇二）に東国行幸をした時の記事があります。ここで持統太上天皇は、行幸先の現地の郡司らに対して

叙位などを行っています。叙位をしているということは、天皇と同等の権能を持っているようにもみえます。しかしこのときの行幸は、予め周到に準備された上で行われたものであり、太上天皇が独自の権限を行使したとはいえません。これだけでは、持統太上天皇が行幸先で天皇と同等の権能を行使したとはいえないのです。しかし、では讓位後の太上天皇が、全く何も力が無かったかということ、それはそうではありません。

持統太上天皇の次に太上天皇となったのは、元明太上天皇です。元明太上天皇は、持統太上天皇の異母妹であり、草壁皇子の妃、そして文武天皇の生母です。文武天皇崩御後に即位し、のち娘である氷高内親王（元正天皇）に讓位をして太上天皇となりました。元明太上天皇については、先に岸俊男氏の研究を紹介した際に触れたように、その崩御に際して固関が行われました。太上天皇が不在である、太上天皇が居なくなるといことが、政治上、不安定となる要因であると認識されるような位置づけであったということになります。

元明太上天皇の次の太上天皇は、元正太上天皇です。この太上天皇については、史料上いくつか行動の実例を見ることが出来ます。まず初めは、甥であり、自らが讓位した相手である聖武天皇を後見しているということです。これは『続日本紀』天平元年（七二九）八月癸亥条の天平改元の宣命中にみえます。ここで聖武天皇は、自らと元正太上天皇との関係について、まだ若い聖武天皇が、経験不足から政務が不完全になりがちであるところを、元正太上天皇に助言を仰ぎながら、そして元正太上天皇に対して敬意をあらわしながら、政務を行っている、と述べています。

先に太上天皇は、持統太上天皇の例に見られるように、自分が位を讓った相手の正当性を保証するという意義がありました。元正太上天皇の場合、さらに一世代先、自分の次々代の皇位継承者に対しても、正当性を保証する役割が期待されていたことを示す事例があります。聖武天皇の皇太子は、皇女阿倍内親王で

した。その地位を元正太上天皇が承認することが、政治的に大きな効果があったという事例です。すなわち、天平十五年（七四三）の五月五日、恭仁宮において皇太子阿倍内親王が、五節舞を舞うということがありました。この時の聖武天皇と元正太上天皇とのやりとりが、『続日本紀』にみえます。ここで阿倍内親王は、五節舞を元正太上天皇に対して奉納したいと願いました。これに対して元正太上天皇は、その皇太子阿倍内親王の舞を嘉納しています。つまり喜んで受け入れたということなのです。これは政治的な行為、表現であり、群臣が集う前で皇太子が五節舞を舞い、それを元正太上天皇が拒絶をせず嘉納することを披露したということになります。つまり皇位継承予定者に対して太上天皇が、貴族たちの前でその存在を承認するという意味合いを持つことなのです。そもそも五節舞とは、文武天皇が定めたという由来を持つ、「君臣祖子」の秩序を表す意味合いを持つ舞です。単に綺麗な舞を舞ってそれを太上天皇が喜んだということではなく、文武天皇が定めた舞を皇太子が習い継承している、それを太上天皇が受け入れることによつて、皇太子阿倍内親王が文武天皇以来の皇統継承者であるということを確認する意味を持っています。この五節舞を太上天皇が受け入れたことについては、女性皇太子という、貴族たちから受け容れられないところがあった皇太子阿倍内親王の存在を、元正太上天皇が許容する意志を示し、それによって貴族たちに対して認めさせるという効果がありました。すなわち、太上天皇による承認が群臣の前で可視化されたということであり、太上天皇は前天皇として皇位継承者の正当性を承認・保証する存在であるということになります。

元正太上天皇については、この後もう一つ目立った行動があります。天平十二年の藤原広嗣の乱後、聖武天皇は平城京から離れて、恭仁宮や紫香楽宮、そして難波宮と都を転々とします。その中であつて、天平十六年に少々不思議な出来事がありました。天平十六年の二月二十四日、聖武天皇は当時滞在していた難波宮を離れて紫香楽宮に遷りました。その時元正太上天皇は同行せず、難波宮に留ま

りました。そしてその二日後、二月二十六日に同じく難波宮に残っていた左大臣橘諸兄が「今、難波宮を以て定めて皇都と為す」という勅を宣ります。つまり難波宮が皇都であると宣言したのです。聖武天皇不在の難波宮で、元正太上天皇とともに留まっている左大臣橘諸兄が、こちらが皇都であるとしたのです。このことについて、これは元正太上天皇と聖武天皇または光明皇后との間に、何らかの対立があったのではないかとする説があります。かつての直木孝次郎氏から始まり、様々に天皇と太上天皇との分裂が問題を引き起こすということや、皇都宣言をした太上天皇は天皇と同格であるということが指摘されてきました。しかし近年、これについてはそこまでのことは言えないのではないかとする説も出ています。私もそのように考えており、このときの聖武天皇と元正太上天皇の別行動、そして難波宮皇都宣言は、両者の対立の産物ではなく、聖武天皇が大仏造営に心が傾いてしまい、紫香楽宮に移ってしまったものの、紫香楽宮がまだ政務を行う宮としての環境が整っていないので、都としての威容・機能を備えた難波宮を、とりあえずは皇都としながら大仏造営を進めるということが背景にあり、二月二十四日に聖武天皇が難波宮を離れた後、難波宮を皇都と宣言するに至ったと考えられます。したがって、この天平十六年の事例は、天皇と太上天皇との対立を想定する必要は無く、また太上天皇が天皇と離れた際に、天皇と同様の行動をとることが可能であるということにはならないのです。

(二) 聖武太上天皇

これまでの太上天皇はみな、持統・元明・元正と女性の太上天皇でありました。聖武太上天皇は最初の男性太上天皇となります。聖武天皇は、二十五年の在位のうち、天平勝宝元年（七四九）に皇太子阿倍内親王に譲位しました。聖武天皇は、前年の天平二十年に元正太上天皇が崩御したことをうけて、翌年になって譲位をしています。つまり、前の太上天皇が亡くなった後で譲位をして太上天皇となっ

ています。このことは、奈良時代の太上天皇は一代に一人という諒解があった可能性を示唆します。また聖武天皇の譲位については特殊な事情も存在します。聖武天皇の譲位は『続日本紀』によると、天平勝宝元年七月のことです。しかし同じ『続日本紀』の天平勝宝元年閏五月癸丑条では、聖武天皇のことを「太上天皇沙弥勝満」と表記しています。これは『続日本紀』編纂の誤りではありません。静岡県牧之原市所在の平田寺所蔵の「聖武天皇勅書」は、天平感宝元年閏五月二十日の日付を持つもので、『続日本紀』天平勝宝元年閏五月癸丑条の記事と対応します。ここでも「太上天皇沙弥勝満」の表記があります。また『続日本紀』天平勝宝元年閏五月丙辰条には、「天皇、薬師寺宮に遷御し、御在所となす」という記事があり、この時期聖武天皇は平城宮を出て薬師寺に遷り住んでいたことがわかります。このことから、聖武天皇は正式な譲位に先立って、沙弥となる、つまり出家をしてしまい、かつ太上天皇と称していたこととなります。岸俊男氏は、この事例から出家した天皇は天皇であり続けることは出来ない、と指摘しています。聖武天皇の譲位について、譲位の意志が先にあって出家をしたのか、出家の意志が先にあって、その産物としての譲位となるのか、という問題があり、このことはまた考えていかなければなりません。

(三) 孝謙太上天皇

聖武天皇から譲位された孝謙天皇は、天平宝字二年（七五八）八月に、皇太子大炊王（淳仁天皇）に譲位して太上天皇となりました。孝謙太上天皇は、『続日本紀』天平宝字二年八月庚子朔条の淳仁天皇即位記事中で、百官・僧綱から「上臺」（皇帝や天皇を表す語）として扱われ、かつ「宝字称徳孝謙皇帝」の尊号を奉獻されています。孝謙太上天皇は譲位早々に、臣下から特別な存在として遇されたと言うこととなります。また特に淳仁天皇に対して、強い態度で臨んでいます。例えば孝謙太上天皇は、僧道鏡の扱いをめぐって淳仁天皇や藤原仲麻呂と対立し

た際、「国家大事賞罰」は太上天皇である自分が扱い、「常祀小事」は淳仁天皇がやるように、と宣言をしています。ただしこれは、勢いに任せての発言であり、実際はそこまでの権限を発揮できず、その実行力を高く評価することはできないとも言えます。

もう一つ、これは実際に権限を発揮した例です。孝謙太上天皇と淳仁天皇・藤原仲麻呂との対立は、最終的に天平宝字八年（七六四）の藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱発生に至ります。この事件は、孝謙太上天皇側の勝利となり、淳仁天皇は孝謙太上天皇によって廃位、つまり天皇を辞めさせられるということになります。ここで孝謙太上天皇は、自らに譲位をした父聖武天皇の遺詔を持ち出し、自らが譲位した淳仁天皇が、自分に対して無礼であるということ根拠として、天皇の位から退けると宣言したのです。つまり孝謙太上天皇は、聖武天皇の遺詔（王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも汝のせむまにまに）に基づいて、自らが譲位した相手の地位を左右することが出来るとしたのです。またこれは異論も多いところながら、そもそも孝謙太上天皇は、先に述べたように太上天皇となった際、皇帝の尊号（宝字称徳孝謙皇帝）を贈られています。この皇帝尊号奉獻は、名前だけのものであるという考え方もありますが、単なる「太上天皇」ではなく、あえて太上天皇となった日に、「上臺」と称され、「皇帝」号が贈られているのです。こうした点において、孝謙太上天皇は普通の太上天皇よりは些か扱いが違うと言いますか、特殊な位置付けにありました。これが、淳仁天皇との関係や、最終的な太上天皇による天皇廃位のような強い行動に出ることを可能とする根拠になったと考えられます。なお孝謙太上天皇は、淳仁天皇を廃位した後、重祚します（称徳天皇）。この時は改めての即位の儀は行わず、しかし大嘗祭は再び挙行しています。

ここまでみてきたように、奈良時代の太上天皇は、自らが生前に皇位を次の天皇に譲り渡すことによって、新天皇の確実な即位を目指すことと、その新天皇

の地位の正当性を保証し、かつ後見をするということが、大きな目的であり、存在意義でありました。このような太上天皇の地位に変化が現れるのが、奈良時代から平安時代にかけての、桓武天皇前後からということになります。

（四）光仁太上天皇と桓武天皇期の転換

称徳天皇に次いで即位した光仁天皇は、天応元年（七八二）四月、皇太子山部親王に譲位します。これが桓武天皇の即位となります。このとき七十三歳であった光仁天皇の譲位は、自身が高齢であることを理由としており、さらに譲位した後の政情不安を危惧しています。またこのとき桓武天皇は四十五歳と即位するには十分な年齢であり、太上天皇の後見を要するものではありません。高齡を理由としての譲位では、今回の譲位と似ているところもあります。したがって、光仁天皇の譲位はこれまでと異なり、若くして即位することになる新天皇の補佐を目的としたものではなかったこととなります。

また桓武天皇の即位宣命を見ると、奈良時代の諸天皇の即位宣命と少々違い、神代以来続く皇位を自身が受け継ぐことと、前の天皇から皇位を譲られる事情を個々詳細に述べるといふことはせずに、前の天皇から皇位を譲られて、かつ天智天皇が定めた法に従って即位すると述べるように、簡略になっています。つまり次第に即位の場から前天皇の存在が薄れ始めているのです。前天皇からの譲位に重きを置くことに変わりはないものの、次第次第に前天皇から皇位を譲られたというよりは、皇位を譲られたことと、天智天皇が定めた法によって即位する事を強調するように、天皇の即位の根拠に変化がみられるようになります。さらに桓武天皇の場合、光仁天皇からの譲位と即位儀挙行までに十二日の間隔があります。これもまた、前天皇から皇位を譲られたことと群臣の前に新天皇が姿を現すことに間が生じることになり、皇位の正当性を保証する存在としての太上天皇の意義が薄れていくこととなります。しかし天皇が譲位することは可能であ

り、前天皇としての太上天皇の存在は残り続けます。このような状態の中で現れたのが、平城太上天皇となります。

五、平安時代の太上天皇

桓武天皇は、在位二十五年ののち、讓位することなく延暦二十五年（大同元年八〇六）に崩御しました。桓武天皇のあとを継いだ平城天皇は、即位から三年後に弟の神野親王（嵯峨天皇）に讓位してしまいます。平城天皇の讓位は、自身の病（風病）を理由としたものでしたが、讓位したときまだ三十六歳であり、こののち平城太上天皇は嵯峨天皇と対立をするようになります。弘仁元年（八一〇）に発生した、いわゆる平城太上天皇の変、または薬子の変と呼ばれる事件です。これは、平城太上天皇が事件の主体と考えるか、取り巻きの藤原薬子・仲成が事件の中心と捉えるかで、「平城太上天皇の変」とするか、「薬子の変」とするか、事件の呼称は異なってきます。いずれにしても、平城太上天皇が嵯峨天皇に対して、都を再び平城に戻すように要求したことから始まるものであり、太上天皇と天皇との対立が顕在化したこととなります。ここで太上天皇と天皇との対立が発生した背景としては、平城太上天皇が、まだそれほど老齢ではない段階で讓位をしてしまったが故に再び皇位に関心を持ち始め、さらにちょうどこの時期、嵯峨天皇が体調不良となってしまうことがあります。事件の経緯は省略いたしますが、この太上天皇と天皇との対立は、最終的に嵯峨天皇側によって鎮圧されてしまいます。先にこの事件の主体をどのように、つまり平城太上天皇とするか藤原薬子・仲成とするか、評価が別れるとしました。『続日本後紀』承和九年（八四二）十月壬午条に、平城天皇の皇子である阿保親王が薨去した記事があり、阿保親王の伝が載せられています。そこに父である平城太上天皇に触れた箇所があり、平城太上天皇は、平城宮に遷った後「太上天皇心悔し、東に入らむとの謀有り」と

書かれています。つまり讓位後に心に悔いるところがあつたというのです。一時の体調不良で讓位してしまったものの、後になってからそれを後悔して行動に出たと言うこととなります。この事件は、結果的に太上天皇が天皇に屈しということになり、太上天皇の影響力は後退していきます、

このような経緯もあり、嵯峨天皇は自らが讓位した際、天皇と太上天皇との關係を明確にしようとはしました。嵯峨天皇は、淳和天皇に讓位するに当たって、まず太上天皇号を辞退し、その後、新天皇である淳和天皇から改めて太上天皇号を与えられるという手続きを取りました。讓位をした側が優位であるとも言えますが、「讓位した天皇を太上天皇と称する」という律令の規定に則る、つまり讓位をしたら自動的に太上天皇と称するのではなく、太上天皇の地位は、新天皇から改めて与えられるという過程を経るようになったのです。これによって、秩序上は天皇が太上天皇の上位になることを明確化したのです。

なお嵯峨天皇が讓位した段階で、平城太上天皇は存命していました。平城宮に閑居しているとはいえ健在です。したがってここで、淳和天皇に対して平城太上天皇と嵯峨太上天皇と二人の太上天皇が存在するという状況が発生しました。一帝二太上天皇です。先に述べた奈良時代の聖武太上天皇の場合、元正太上天皇が崩御した翌年になって讓位したことと比べると、奈良時代と平安時代との太上天皇の位置付けの違いが、ここからも明らかになります。奈良時代は、天皇一代に太上天皇は一人しか存在しません。これは、太上天皇が天皇の正当性の保証者であり、かつ後見者であることから、一代の天皇に一人のみという認識があつたことによります。それに対して、平安時代になり、太上天皇が天皇の正当性保証者、あるいは後見者であるという意義が薄れていくと、一代に複数の太上天皇が存在し得るということになります。そして複数の太上天皇の中でお互いの關係は、その時々、まさに権力次第となります。

太上天皇の存在意義が新天皇の後見から外れるようになると、幼帝の出現とと

もに、その後見役は天皇の外戚に委ねられるようになります。これが明らかになるのが、清和太上天皇の時期です。承和九年に嵯峨太上天皇が崩御してから、以後三十四年間太上天皇は不在となりました。その後、貞観十八年（八七六）十一月、二十七歳の清和天皇が、九歳の陽成天皇に譲位しました。清和天皇は、新天皇が幼帝となることを承知の上で、自身の病と災異の頻発を理由として譲位しました。この時清和天皇は、「賢臣の補佐」があれば幼帝でも問題はないとして、幼帝の補佐を摂政藤原基経に委任しました。幼帝の場合、父である太上天皇ではなく、外戚である摂政が補佐するというようになっていきます。実際、藤原基経は様々な場面で清和太上天皇の判断を重んじていますが、国政に関しては摂政が補佐するものであり、太上天皇は後見しないというようになっていきます。その一方で、清和太上天皇は陽成天皇の父としては重く扱われるようになります。つまり天皇と太上天皇との関係において、現天皇と前天皇としての関係よりも、父子の義、すなわち親子関係というものが意識されるようになるのです。藤原基経は藤原基経で、清和天皇の外祖父たる藤原良房（基経の義父）との関係に基づいて清和太上天皇との関係を保ち、またその子である陽成天皇を摂政として後見していくこととなります。これはかつて黒板伸夫氏が指摘した、十世紀以降天皇とその身内である藤原摂関家による権力構造が構成されていくという傾向ともつながります。このような天皇と藤原摂関家との関係、あるいは天皇と太上天皇との関係において、父子の義が重視される関係が形成されていくのが、清和太上天皇の時期ということになります。この時期は、天皇と藤原氏との相互依存関係が現れ、また太上天皇が天皇の父としての性格を強めた時期であり、後の摂関期の様々な関係が形成された時期ともいえます。なおこの後の宇多太上天皇は、昌泰の変の際、醍醐天皇による菅原道真の追放を阻止できなかったとされますが、摂関家との外戚関係を持たない宇多太上天皇が、摂関家を介した醍醐天皇との連携を上手く出来なかったということが背景にあると考えられます。

おわりに

古代の太上天皇は、本来的には確実な皇位継承の実現を目指し、かつ新天皇の正当性の保証や、補佐をする意義をもっていました。しかし奈良時代から平安時代にかけて太上天皇の地位や存在意義は様々な形で変化を続けることとなります。また平安時代以降、皇位継承そのものが安定化すると、次第に太上天皇は「前天皇」から「天皇の父」という存在になっていきます。これは最終的に、平安時代の終わりごろになり、天皇の父・祖父である太上天皇（上皇・法皇）が国政に関与する、いわゆる院政という政治形態に発展していきます。しかし今回はそこまで言及せず、雑駁ながら「奈良・平安時代の太上天皇」ということで、太上天皇の始まり・成立の前後の背景や、その後の奈良時代・平安時代の太上天皇の実例から見る展開についてお話をいたしました。ご清聴ありがとうございました。

【佐野真人】中野渡先生ありがとうございました。この講演は来年度の研究開発推進センターの紀要七号に載る予定でございます。今日時間の関係で話を省略された部分もあるかと思ひまして、一応講演録と称しておりますが、話し足りなかった部分を加筆していただいても結構でございますので詳細はそちらの方に譲っていただきたいと思ひます。時間もちょうど過ぎておりますので、以上をもちまして令和元年度研究開発推進センター神道研究所公開学術講演会を終了させていただきます。中野渡先生にもう一度大きな拍手をお願い致します。

（なかのわたり しゅんじ・清泉女子大学文学部教授）

奈良・平安時代の太上天皇

清泉女子大学 中野 渡 俊 治

〇はじめに

- 太上天皇…位を譲った後の天皇の地位・称号
 - 太上天皇となる理由 現代：象徴天皇との関係。天皇としての公務の遂行。
 - 古代：皇位継承との関連。確実な継承を目指す。
 - 太上天皇と皇太子の存在：皇太子制確立と太上天皇位の成立は連動。

一 太上天皇の概要

(一) 太上天皇とは

- 太上天皇… 譲位した天皇の称号
 - 「養老令」儀制令 1天子条「太上天皇 譲位帝所稱」（太上天皇。譲位の帝に称する所。）

- 最初の太上天皇…持統太上天皇（持統天皇十一年（697）譲位、大宝二年（702）歿）
最後の太上天皇…光格太上天皇（文化十四年（1817）譲位、天保十一年（1840）歿）
- 持統天皇～光格天皇→八十四代（八十三人）のうち、六十人が譲位、太上天皇となる。
(約72%)

→日本においては、常に天皇が退位（生前譲位）することを想定。

※中国…譲位した皇帝＝太上皇帝・太上皇が存在することもあるが、例外的。
(唐の皇帝（618～907）では二十三代二十一人の皇帝中、退位したのは六人。十則天武后清の皇帝（1616・1644～1912）の場合は、十二代のうち一名）

※ベトナム…十三世紀の陳朝大越国において、皇帝が退位し、太上皇帝となることを制度化。

↓

- 日本の太上天皇制は、明治の「皇室典範」制定（1889年）に際して、譲位を否定したことにより、終焉を迎える。

「皇室典範」第二章 踐祚即位 第十條

天皇崩スルトキハ皇嗣 即チ踐祚シ祖考ノ神器ヲ承ク

(二) 「太上天皇」のよみ方

- だいじょうてんのう 太上天皇 『塵添塔養鈔』(1532年)
- たいじょうてんのう 帝上天皇 「生江臣家道女本願経貫進文」
(正倉院文書、天平勝宝九載(757))
 - …「帝」は呉音で「タイ」、「帝上」で「タイジヤウ」と訓むことになる。
- だいじょうてんのう 今上皇帝 琴議夾帝 太上皇帝 敷諫皇帝 法皇 法央
『中家実録』(太政官の事務職を世襲した中原家の、有職故実に関する秘伝書)

- 1 -

- 筑敏生：太上天皇の存在は、律令国家にとっての「矛盾」であるとするともに、太上天皇の天皇的行為の淵源は、律令法ではなく「前天皇であったこと」であると

「古代王権と律令国家機構の再編—藤原所成立の意義と前提—」
(『古代王権と律令国家』校倉書房、2002年所収。初出1991年を改題)

- 齋藤融：太上天皇は律令上において、身位は天皇に準ずるものであるが、何らかの権能を保障されたものではないとする。

また『令集解』古記に太上天皇に関する記述が無いことから「大宝令」における太上天皇規定の存在を疑問視する。

「太上天皇管見」(藤弘道編『古代国家の歴史と伝承』吉川弘文館、1992年所収)
※1989年～1990年の、一連の天皇代替わりの状況が背景にあるか。

三 太上天皇位の成立

(一) 六～七世紀段階の王位継承

〇群臣推戴による大王の選出過程

- 群臣による新大王への宝器（レガリア regalia）献上 …群臣による推戴
- 新大王登壇・即位…天つ神からのヨサシ（依さし：国土支配の委任）
- 宮地選定（壇の場所）
- 大臣・大連・臣・連・伴造などを任命
 - …王の代替わり毎に、両者の関係を再確認（人格的關係）

〇七世紀なかばに発生した問題

…大王の生前に王位継承者を決定できないために、複数存在する推定候補者をめぐって、対立が発生。

女王（皇極天皇）の存在が、国際的に問題化する可能性 …「大化改新」の外都要因

↓

「王位継承」からみた大化改新

→乙巳の変の結果、皇極天皇は退位し、弟の輕皇子が即位（孝徳天皇）。…初の生前譲位大王が存命中でありながら、王位交替が実現。「大王の意志」によって、新大王を選定。

・皇極天皇の譲位

政変下で行われた譲位であり、制度化には至らない段階。
譲位した前大王の身分（身位）も未整備。

→皇極天皇は「皇祖母尊」（または王祖母尊）（すめみおやのみこと）と称される。
…皇極天皇の母、吉備姫王「皇祖母命」（『日本書紀』皇極天皇二年九月丁亥条）
舒明天皇の母、糠手姫皇女「嶋皇祖母命」（『日本書紀』天智天皇三年六月条）

・おほきすめらみこと

思ふにただ字音のままにぞ申しけむ。然れどとも宣命などには、同じくは皇国言に讀奉らまほしければ、今新に意富仗須羅羅命と訓奉りつ

本居宣長『続紀歴朝 詔詞解』(寛政十一年(1799)初稿成立。享和三年(1803)刊)

(三) 太上天皇と上皇

〇「上皇」は「太上天皇」の略称

- 奈良時代（八世紀）の史料「太上天皇」
 - …『続日本紀』、『万葉集』、「東大寺献物帳」、「薬師寺東塔極銘」
 - ↓

- 平安時代（九世紀）以降、「上皇」の表記がみられるようになる
 - …『日本後紀』弘仁十四年(823)四月辛亥条 嵯峨太上天皇「除上皇号」
 - 平安中期（10世紀後半～11世紀初頭）から「上皇」表記が多く見られる。

- 『西宮記』(恒例第一など)「上皇」表記
- 『真信公記抄』天慶九年(946)の記事など…朱雀太上天皇を指して「上皇」
- 『小右記』長和五年(1016)の記事…三条太上天皇を「上皇」と記述。

※ほかに、太上天皇、太皇、太上天などとも称される。
※高等学校の日本史教科書：山川出版社は九世紀までは太上天皇、その後は上皇と表記。その他出版社の教科書は、多くはすべて「上皇」と表記。

二 太上天皇に関する研究史

- 岸俊男「元明太上天皇の崩御」（『日本古代政治史研究』瑞書房、1966年所収。初出1965年）
 - …養老五年(721)の元明太上天皇崩御に際しての固園を事例として、太上天皇の権力の高さを指摘。八世紀における太上天皇の地位に着目。

- 春名宏昭「太上天皇制の成立」（『史学雑誌』99-2、1990年）

…「権力」と「権能」の差異に着目して、古代国家における太上天皇の位置づけを検討。
唐制の分析から、退位した皇帝には臨時に置かれる「太上天皇」と「太上皇帝」の二種類があり、「太上皇帝」の場合に皇帝としての大権を行使できるとする。

…日本の場合は恒常的な存在が想定される太上天皇が、天皇大権を掌握する人格であると、このような太上天皇のあり方は、平城太上天皇の変(葉子の変)によって終焉を迎えるとする。

↓これに続いて

- 仁藤敏史：太上天皇と天皇は、「権威と権力」の相互補完の関係にあるとする。
「古代における都城と行幸—動く王」から「動かない王」への変質—
(『古代王権と都城』吉川弘文館、1998年所収。初出1990年)

「律令制成立期における太上天皇と天皇」・「太上天皇制の展開」
(『古代主権と官僚制』臨川書店、2000年所収。初出1990年・1996年)

- 2 -

(二) 持統天皇と太上天皇位の成立

〇持統天皇の即位

- 朱鳥元年（686）天武天皇歿…鸕野讃良皇后が称制（即位せず、天皇の地位を代行）。
 - この間、大津皇子の謀反事件（686年）発生、草壁皇子歿（689年）

- 草壁皇子…天智天皇の娘阿閉皇女との間に、輕皇子（文武天皇、683～707）を遺す。
 - ※689年の天武天皇の諸皇子…高市皇子（690年太政大臣となる）、忍壁皇子、

(磯城皇子)、舍人皇子、長皇子、穗積皇子、弓削皇子、新田部皇子、(天智天皇の子 川島皇子、施基皇子)

〇輕皇子の立太子

- 持統天皇十年（696）太政大臣高市皇子歿（後皇子尊と称される。長皇子の父）。
 - 高市皇子歿後、持統天皇は皇族・群臣を集めて「日嗣を立てむと謀る」。

『懐風藻』葛野王（天智天皇の子の太皇太子の子）伝より
この会議の際、群臣たちはおのおの自分の意見を言い、まとまらなかった。

そのとき葛野王が次のように発言した。
「我が国が法也。神代以来。子孫相承。以襲天位。若兄弟相及。則乱從此興。仰論天心。誰能敢測。然以人事推之。聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。」

(我が国の法では、(皇位は) 神代以来子・孫と代々継承してきた。もし兄弟間で継承するようなことになれば、争いはここから起こるであろう。天意を勝手に推測することはできない。人として行うべきことから論ずれば、後継者は自然と定まるであろう。これ以外に余計な意見を言うべきではない)

…そのとき弓削皇子が何か発言しようとしたが、葛野王がこれを叱って遮った。持統天皇は、この葛野王の発言が国家の方針を決めたことを喜んで（「嘉其一言定国」）

葛野王を正四位に叙し、式部卿に任じた。

- 持統天皇十一年：輕皇子が皇太子となる。

『日本書紀』持統天皇十一年二月丁卯朔甲午（28日）条
直広岑当麻真人国見を以て東宮大傅とし、直広參路真人跡見を奉宮大夫とし、直大肆巨勢朝臣粟持を亮とす。…皇太子の家政機関の官人を任命。

(東宮…皇太子のこと 奉宮坊…皇太子の家政機関組織)

〇持統天皇の病と譲位

- 『日本書紀』持統天皇十一年（697）年六月辛卯（26日）条
公卿・百寮、始めて天皇の病の為に願ふ所の仏像を造る。

※このころ、持統天皇は体調不良か。
…罪人の赦免（6月2日、7月7日）・京畿諸寺での読経（6月6日）
「五位以上」を遣わしての京内寺院清掃（6月16日）記事

- 『日本書紀』持統天皇十一年八月乙丑 朔 条
「天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子。」(天皇、策を禁中に定め、天皇位を皇太子に禪る。)

- 4 -

- 3 -

・『**続日本紀**』文武天皇元年八月甲子朔条
「受禪即位」（禪を受けて、即位す。）
→持統天皇は、存命中に孫である皇太子軽皇子に譲位。…文武天皇
→在位中の天皇が、皇太子（次期天皇）に直接位を譲ることの初例。
…譲位と皇太子制の定着へ。

○文武天皇の即位宣命（『**続日本紀**』文武天皇元年八月庚辰条）
→天皇を現御神と称する。また高天原の時代以来、代々継承してきた皇位を、前天皇からの譲りにより継承したことを強調。

○持統天皇譲位の第一義は、皇太子軽皇子への確実な継承の実現。（既成事実化）
+
15歳の新天皇を後見、新天皇の正当性を保証。
「此の食国天下の業を、日並所知皇太子の嫡子、今御宇しつる天皇に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諸へ賜ひき。」
（『**続日本紀**』慶雲四年七月壬子条 元明天皇即位宣命：史料⑥より）
※参考：史料⑦

☆持統前天皇の称号…「**太上天皇**」
※秦の始皇帝が、故父王（莊襄王）に「太上皇」を追号：太上なる皇。対象者歿後の追贈。
漢の高祖（劉邦）が、皇帝ではない父への礼を欠くことを避けるために、父太公を尊んで、太上皇とする。：対象者存命中の称号。
※太上…「大上」と同義、「至極のもの」「最上のもの」
三皇五帝の世、太古。 太上老君：道家で用いる老師の尊称。
↓

・太上天皇の称号：「大宝律令」成立前から存在していたか。→史料①

（三）律令法上の太上天皇

○太上天皇の地位の根拠（養老令）
儀制令1 天子条 儀制令3 皇后条 公式令23 平出条 …史料③～⑤
… ・太上天皇の定義は、「譲位した天皇」。天皇の下、皇后の上。
・天皇とともに、上表の対象。 ※「太上天皇」と「陛下」：史料②
・公文書の書式においては、天皇、太皇太后・皇太后・皇后とともに、平出（文の行を改め、行頭に書いて敬意を表する書式）の対象。
※律令法上は、太上天皇の身位（身分、位置づけ）を規定するのみ。
「儀制令の条文は、持統太上天皇の事実を条文化したものにほかならない。」（石尾芳久）

・「大宝令」段階での太上天皇規定の存否
「大宝令」条文復原と「太上天皇」…「古記」（「大宝令」の注釈書）には「太上天皇」への言及なし。
→「古記」からは「大宝令」に太上天皇規定が存在していたことは証明できない。
（藤藤融）

- 5 -

↓
この五節舞を皇太子が舞い、太上天皇が受け入れるということは、貴族たちから全面承認はされていない女性皇太子の存在を、元正太上天皇が公の場で承認する意味を持つ。
↓
太上天皇による承認を群臣の前で可視化。太上天皇は前天皇として、皇位継承者の正当性をも承認・保証する存在。

○天平十六年二月の難波宮皇都宣言と元正太上天皇
・天平十二年（740）～天平十七年（745）の遷都
740.12：恭仁京に遷都→ 742.8：紫香楽宮に行幸（以後、恭仁京と紫香楽宮間の移動を繰り返す）→ 744.閏1：恭仁京から難波宮に行幸→ 744.2.24：難波宮から紫香楽宮に行幸→ 744.2.26：難波宮を皇都とする宣言。 → 745.1：紫香楽宮を新京とする → 745.5：平京城に帰還。

・『**続日本紀**』天平十六年（744）二月戊午（24日）条
三嶋路を取りて、紫香楽宮に行幸す。太上天皇及び左大臣 橘 宿禰諸兄、留りて難波宮に在り。
・『**続日本紀**』天平十六年二月庚申（26日）条
左大臣、勅を宣りて云く「今、難波宮を以て定めて皇都と為す。宜しく此の状を知り、京戸の百姓は意の任に往來すべし。」
↓
2月24日に聖武天皇が難波宮から紫香楽宮に行幸した後、2月26日に、紫香楽に同行しなかった左大臣橘諸兄が、難波宮を皇都とする「勅」を宣す。
→この「勅」は誰が発したのか。…聖武天皇か、元正太上天皇か。

○元正太上天皇と聖武天皇との対立を想定する学説
・直木孝次郎（1970）
聖武天皇に難波遷都の意志があったことを認める一方で、難波宮に滞在していた聖武天皇が紫香楽宮へ移動したのは、光明皇后の働きかけがあるとする。
また元正太上天皇と光明皇后との対立、皇親政治再建を目指す橘諸兄らと藤原氏との対立が背景にあるとする。
・早川庄八（1984）
このときの遷都の勅は元正太上天皇のものであり、元正太上天皇の意志を左大臣橘諸兄が奉じたとする。
・筑敏生（1988）
元正太上天皇が天皇的な行為をすることに着目し、天皇と太上天皇が分立した場合の議政官の役割をみる。また、元正太上天皇のもとに内記がいたことを指摘する。
↓

- 7 -

↓
『**令集解**』内において、「古記」は「令釈」の後に位置づけられている（水本浩典）。
…「令釈」に太上天皇関係の注釈が無ければ、古記が引用されることはない。
…「令釈」：訓詁的注釈や義解の注釈の淵源を提示する目的から引用されることが多い。
↓
「古記」に太上天皇関連の注釈が無いことは、「大宝令」に太上天皇規定が存在しなかったことの証明とはならない。

四 奈良時代の太上天皇

（一）持統・元明・元正の各太上天皇

○奈良時代の太上天皇：自らが譲位した新天皇の正当性を保証。
新天皇の補佐・後見に当たる。
→ただし「天皇」としての権限は、天皇が持つ。

①：持統太上天皇
○大宝二年（702）の東国行幸…三河・尾張・美濃・伊勢・伊賀を巡行。
現地の郡司らに叙位などを行う。
→あらかじめ計画された行幸。太上天皇単独の行動ではない。

②：元明太上天皇
○養老五年（721）の崩御に際して、固闕が行われる。
※固闕…国家の非常事態に際して、不破・鈴鹿・愛媛（のち逢坂）の闕を封鎖。
反乱者が東国に出ることを防ぐ。
→太上天皇の不在…政治的不安定の要因となり得る。

③：元正太上天皇
○甥である聖武天皇を後見。
『**続日本紀**』天平元年（729）八月癸亥（5日）条の宣命（天平改元の宣命）より
「教へ賜ひおもふけ賜ひ答へ賜ひ宣り賜ふ隨に、此の食国天下の政を行ひ賜ひ敷き賜ひつつ供へ奉り賜ふ。」
→経験不足から政務が不完全になりがちな聖武天皇が、元正太上天皇に助言を仰ぎ、元正太上天皇に対して敬意を表しつつ、政務に関する意見を聞いているとする。

○聖武天皇の皇太子である阿倍内親王の地位を承認。
天平十五年（743）五月五日：恭仁宮で、皇太子阿倍内親王が五節舞を舞う。
→元正太上天皇は、この舞を見て嘉納する。
…皇位継承予定者に対して、太上天皇が貴族層の前でその存在を承認する意味を持つ。
…この日の聖武天皇の宣命には「天武天皇が定めた礼楽の象徴・君臣祖子の秩序を表した舞を、絶えることなく弥継に行うために、皇太子に学ばせた」とある。
→天武天皇が定めた舞を皇太子が継承していることを述べて、皇太子が天武天皇以来の皇統の継承者であることを強調。

- 6 -

○対立を想定しない指摘
・渡辺晃宏（2001）
「聖武が難波宮遷都に否定的であったとは考えられない。」
・吉川真司（2011）
聖武天皇と元正太上天皇の不和・対立は「穿ちすぎかと思う」。
…『**続日本紀**』の記述からは、聖武天皇と元正太上天皇との間の対立は証明できず。
↓
・聖武天皇は、百官・市人の意向を聞きながら、難波宮、ついで紫香楽宮に移動。
→平城・恭仁を否定した上で、大仏（盧舍那仏）造営のために紫香楽宮に滞在するという状況の中で、政務を執る機能と威容を持つ難波宮を「皇都」としたか。
↓
・天平十六年二月以降の、元正太上天皇の難波宮滞在と左大臣橘諸兄による「皇都」宣言…必ずしも聖武天皇・光明皇后と対立状態になったとは言えない。
紫香楽宮での大仏造立と連動する動きであったと考えられる。

（二）聖武太上天皇

①：聖武天皇の譲位
○天平二十年（748）四月二十一日 元正太上天皇歿（69歳）
・天平勝宝元年（749） 聖武天皇は、皇太子阿倍内親王に譲位（=孝謙天皇）
（749年…天平二十一年（～4月14日）・天平感宝元年（～7月2日）・天平勝宝元年）
『**続日本紀**』天平勝宝元年七月甲午（2日）条「皇太子受禪、即位於大極殿。」
↓しかし
『**続日本紀**』天平勝宝元年閏五月癸丑（20日）条：大安寺など五寺への施入記事
…聖武天皇のことを「太上天皇沙弥勝満」と表記。
（※勝満：聖武天皇の出家後の名 沙弥：剃髪しても妻があり、在家の生活をする者。）
↓
平田寺（静岡県牧之原市、臨濟宗妙心寺派）所蔵「聖武天皇勅書」（国宝）
…天平感宝元年閏五月二十日の勅書の原本。（五寺のうちのいずれかに宛てたもの）
…聖武天皇を「太上天皇沙弥勝満」と表記。
→天平二十一年閏五月二十日の段階で、太上天皇・沙弥勝満と称していたことは確実。
↓
・『**続日本紀**』天平勝宝元年閏五月丙辰（23日）条
「天皇、遷御葉師寺宮、為御在所。」（天皇、葉師寺宮に遷御し、御在所となす。）
・『**扶桑略記**』天平二十一年（天平感宝元年）正月十四日条
…聖武天皇・光明皇后・藤原宮子（聖武天皇生母）の出家記事
→聖武天皇は、天平二十一年前半の段階で出家。閏五月二十三日には平城宮を出て葉師寺に移居。
「出家した天皇は、天皇であり続けることはできない。」（岸俊男）

- 8 -

○聖武天皇の譲位：元正太上天皇崩御により譲位が可能となったのに加えて、聖武天皇の出家により、段階的に実現（「7月2日」の理由は不明）。

…男性最初の太上天皇

（三）孝謙太上天皇

- ①：孝謙天皇の譲位と「皇帝」尊号
- 天平宝字二年（758）八月、孝謙天皇は、皇太子大炊王に譲位（＝淳仁天皇）
（大炊王…天武天皇の皇子舍人親王の子）
- ・『統日本紀』天平宝字二年八月庚子朔（一日）条…淳仁天皇即位の記事
→この日、百官・僧綱は孝謙太上天皇を「上臺」として扱い、「宝字 称 徳孝謙皇帝」の尊号を奉獻。
- ※上臺…中国において五世紀末南朝の時期から、天子（皇帝）を指す語として使用。
※皇帝尊号…中国に先例あり。→則天武后：尊号を多用して権威を飾る。

○孝謙太上天皇への皇帝尊号奉獻
…単なる美名の付与ではなく、新たな権威の創出を目指す。
太上天皇を敢えて天皇と同等と見做すという、臣下からの意思表示。
→草壁皇統の断絶による、淳仁天皇以降の新たな皇統に対する正当性保証を期待。

- ②：孝謙太上天皇による「大事小事分離宣言」
- 天平宝字六年（762）六月庚戌（3日）
…道鏡の扱いをめぐる、淳仁天皇・藤原仲麻呂と孝謙太上天皇が対立。
→孝謙太上天皇が、五位以上の官人を平城宮の朝堂に集めて宣言。
・自らを岡宮御宇天皇（草壁皇子）の系統の最後の継承者であり、また淳仁天皇に譲位した存在であるとする。
- ・自らが譲位した淳仁天皇の無礼を非難し、出家を宣言。そして「但し政事は、常の祀小事は今の帝行なひ給へ。国家の大事賞罰の二柄は朕行はむ。」
↓ただし
駈鈴・内印（天皇御璽）は淳仁天皇側が保持。臣下の叙位・任官は淳仁天皇側が実施。「したがってこの宣言は、淳仁との不和が頂点に達したなかで、孝謙の激した感情がそのまま表現されたものではあるが、その実行力をあまり高く評価することはできないのである。」（新日本古典文学大系『統日本紀 三』の補注解説より）

- ③：太上天皇による天皇廃位
- 天平宝字八年（764）十月壬申（9日）
…藤原仲麻呂の乱に勝利した孝謙太上天皇が、淳仁天皇を廃位。
- 一少納言山村王が、孝謙太上天皇の詔を宣読。
①：聖武天皇の「遺詔」を持ち出し、皇位継承の決定権は自分（孝謙）にあるとする。
「王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも汝のせむまにまに」
- ②：淳仁天皇が天皇として不適格であり、また仲麻呂と共謀して孝謙太上天皇を排除しようとしたことなどを理由として、廃位を宣言。

→平安宮内で移動を繰り返した後、平城宮に落ち着く。 ※参考：図①
→太政官機構は、平安宮（嵯峨天皇）と平城宮（平城太上天皇）に分割。
…「二所朝庭」と表現されるが、平城宮側に政務遂行可能な官人機構は不在。

（二）平城太上天皇の変（薬子の変）

- 弘仁元年（大同五年、810年）、平城太上天皇と嵯峨天皇の間で、対立が発生。
※公式には、平城天皇側の、尚侍藤原薬子と、その兄藤原仲成が首謀者とされる。
…「薬子の変」か「平城太上天皇の変」か。（西本昌弘）
「本来の太上天皇制の終焉」の画期。（春名宏昭）
- 事件の背景
①：嵯峨天皇の病 ②：平城旧京遷都問題 ③：尚侍藤原薬子・参議藤原仲成が存在
↓
- ・弘仁元年（810）九月六日、「太上天皇の命に依り、平城に都を遷さむと擬す。」として、平城京への遷都が指示される。
一嵯峨天皇側は、固断を行い、平城太上天皇側の官人の排除を進め、坂上田村麻呂らを平城京に派遣。
- ・平城太上天皇側は、伊勢方面から東国への脱出を計るものの、戦鬪になることなく敗北。平城太上天皇は出家、藤原薬子は自害。
- ※『続日本後紀』承和九年（842）十月壬午条の阿保親王（平城天皇長子）薨亡より大同の季、天皇、国を皇太弟に禪り、平城宮に遷御す。弘仁元年太上天皇心悔し、東に入らむとの謀有り。

（三）嵯峨太上天皇と太上天皇尊号宣下

- 嵯峨天皇の譲位
・弘仁十四年（823）四月甲午（10日）
嵯峨天皇は内裏を出て冷然院に遷り、右大臣藤原冬嗣に譲位の意志を伝える。
一藤原冬嗣は不作為が続く状況では、「一帝二太上皇」が、天下の負担となることを指摘。譲位の延期を要望。
→嵯峨天皇は、後継者（皇太弟の大伴親王）は賢君であるので、問題ないとする。
↓
- ・嵯峨太上天皇は、譲位に際して太上天皇号の辞退を希望。
→新天皇である淳和天皇は、改めて太上天皇号を受けるように要望。
嵯峨太上天皇は、太上天皇号を受け入れる。
↓
- これ以後、天皇が譲位後に太上天皇号を辞退し、新天皇から改めて太上天皇号を贈られることが慣例となる。…**太上天皇尊号宣下**
→太上天皇の地位は天皇から与えられるもの。天皇一太上天皇という秩序が形成される。

「帝の位をば退け賜ひて、親王の位賜ひて淡路国の公と逃げ賜ふ」
…淳仁天皇は親王とされ、淡路に追放。淳仁天皇の兄弟は、親王から王に降格し配流。
※孝謙太上天皇は、天皇に復位（重祚）…即位儀は行わず、大嘗祭のみ実施。

（四）光仁太上天皇と桓武天皇期の転換

- 天応元年（781）四月、光仁天皇（73歳）が桓武天皇に譲位。
・光仁天皇の譲位宣命（4月3日）と桓武天皇即位宣命（4月15日）
- ①：光仁天皇譲位宣命…自身の高齢と病を譲位の理由とし、新天皇への奉仕を求める。
また皇位継承時に発生する政情の不安定を戒める。
→自身の譲位が必ずしも次期天皇位の安定にはつながらないことを認識。
また譲位後の光仁太上天皇は、政務には関与せず、この年十二月に歿。
- ②：桓武天皇即位宣命 →史料⑧
…光仁天皇からの譲りを受け、天智天皇が定めた法（「掛けまくも畏き近江大津宮に御宇し天皇の勅り賜ひ定め賜へる法」）により即位すると述べる。
親王以下諸臣の忠誠と奉仕を求め、高野新笠を皇太夫人とし、関係者などに叙位。
↓

○太上天皇の変質
・桓武天皇の即位宣命…即位の根拠を「天智天皇が定めた法」に求める。
→奈良時代の天皇とは異なり、高天原以来連続と続いた皇統の継承者という概念は重要視されず、前天皇から譲位されるに至る事情の説明も簡略化。
→奈良時代の天武天皇系（草壁皇統）期の太上天皇の位置づけが変化。
即位の場から、次第に前天皇の存在が薄れる。
…正当性保証者としての太上天皇の役割も薄れる。

- ※光仁天皇から桓武天皇への継承
4月3日 光仁天皇譲位。桓武天皇即位。
4月4日 早良親王（桓武天皇の同母弟）を皇太子とする。 ※参考：史料⑨
4月11日 桓武天皇の即位を伊勢神宮に報告。
4月15日 平城宮大極殿で即位儀。

五 平安時代の太上天皇

（一）平城太上天皇の譲位

- 大同四年（809）四月一日 平城天皇は、「風病」を理由に皇太子神野親王に譲位。
※平城天皇の譲位宣命…「元来、風病に苦しみつつ、身体安からず」
→実際に病氣だったか、平城天皇主導の政治改革に対する官人の反発があったか、弟である神野親王の即位を早め、自らの子を皇太子にするためか。
※風病…神経系疾患、感冒を包括した疾患の総称名か（服部敦良）
- 譲位後の平城太上天皇
・「避病於数処、五遷之後、官于平城。」（病を数処に避け、五遷の後、平城に官す。）
（『日本後紀』大同四年四月戊寅条）

- 「一帝二太上天皇」の状態…淳和天皇・平城太上天皇・嵯峨太上天皇が同時に存在。
※太上天皇の位置づけの変化
奈良時代…一代の天皇に太上天皇は一人。
→聖武天皇は、元正太上天皇が歿した翌年に譲位し、太上天皇となる。
…太上天皇は天皇の正当性の保証者であり、後見者。
↓
- 光仁・桓武天皇期に、太上天皇の位置づけに変化が発生。
桓武天皇…「先帝からの譲り」に加えて、「天智天皇の定めた法」に正当性の根拠を求める。→正当性の保証者としての太上天皇の意義が薄れる。

（四）清和太上天皇

- 承和九年（842）：嵯峨太上天皇歿。…以後34年間は太上天皇不在。
一貞観十八年（876）十一月、清和天皇（27歳）が陽成天皇（9歳）に譲位。
譲位の理由：①自らの病（「熱病頻発」、「御体疲弱」）と、
②災異の頻発（比年之間、災異繁見）を挙げる。
また、本来ならば皇太子の成人を待って譲位するべきところ、自らも幼時に即位した前例があり、「賢臣の保佐」があれば幼帝でも問題はないとする。
↓
- ・幼帝の補佐は、摂政藤原基経に委任。直接国政に関与することは無し。
…ただし実際は、摂政藤原基経の待遇に関する判断は、清和太上天皇に求められる。
また、陽成天皇の父として「父子の義」が意識されるようになる。
一藤原基経は、清和太上天皇の外祖父である藤原良房との関係に基づいて、清和太上天皇・陽成天皇父子を補佐、後見。
…十世紀以降、天皇とそのミウチである藤原摂関家による「権力の環」が構成される（黒板伸夫）。
→このような構造が発生する画期となるのが、清和太上天皇の時期。
…「摂関政治」のもととなる。

○清和太上天皇の時期：
天皇と藤原氏との相互依存関係が現れ、また太上天皇が天皇の父としての性格を強める。
…後の摂関期の藤原氏と天皇・太上天皇との関係の基礎が形成された時期。
※宇多太上天皇…藤原時平らとの関係が薄かったため、菅原道真の大宰府追放阻止に失敗。

おわりに

- 古代の太上天皇
奈良時代から平安時代にかけて、変化を続けながら存続。
直系継承が続く過程で、次第に「前天皇」から「天皇の父」へ。
（…「院政」につながる）

○参考

- 拙著『古代太上天皇の研究』（思文閣出版、2017年）
- 石尾芳久『日本古代天皇制の研究』法律文化社、1969年）
- 大平聡「天平期の国家と王権」（『歴史学研究』599、1989年）
- 岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開—即位と大嘗祭—」（『古代祭祀の史的研究』塙書房、1992年。初出1983年）
- 寛敏生「古代王権と議政官」（『古代王権と律令国家』校倉書房、2002年所収。初出1988年）
- 寛敏生「古代王権と律令国家機構」（上記書所収。初出1991年）
- 寛敏生「太上天皇尊号宣下制の成立」（上記書所収。初出1994年）
- 岸俊男「元明太上天皇の崩御—八世紀における皇権の所在—」（『日本古代政治史研究』塙書房、1966年所収。初出1965年）
- 岸俊男「天皇と出家」（『日本の古代7 まつりごとの展開』中央公論社、1986年）
- 熊谷公男『日本の歴史03 大王から天皇へ』（講談社、2001年講談社学術文庫版2008年）
- 黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」（『摂関時代史論集』吉川弘文館、1980年所収。初出1969年）
- 角田文衛「天平感宝元年聖武天皇勅書考証」（『角田文衛著作集 第三巻 律令国家の展開』法藏館、1985年所収。初出1939年）
- 東野治之「現人神の出家」（『大和古寺の研究』塙書房、2011年所収。初出1997年）
- 直木孝次郎「天平十六年の難波遷都をめぐって—元正太上天皇と光明皇后—」（『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、1975年所収。初出1970年）
- 西本昌弘「葉子の変とその背景」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第134集、2007年）
- 仁藤敏史「古代における都城と行幸—「動く王」から「動かない主」への変質—」（『古代王権と都城』吉川弘文館、1998年所収。初出1990年）
- 橋本義彦「葉子の変私考」（『平安貴族』平凡社、1986年。初出1984年）
- 服部敏良『王朝貴族の病状診断』（吉川弘文館、1975年。2006年復刊）
- 早川庄八「古代天皇制と太政官政治」（『講座日本歴史2 古代2』東京大学出版会、1984年）
- 原秀三郎「古代国家形成期の東海地域と大和王権—持統天皇の伊勢・参河行幸を中心に—」（『地域と王権の古代史学』塙書房、2000年所収。初出1986年）
- 春名宏昭「太上天皇制の成立」（『史学雑誌』99—2、1990年）
- 水本浩典「令集解」（皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館、2001年所収）
- 吉川真司『天皇の歴史02 聖武天皇と仏都平城京』（講談社、2011年。講談社学術文庫版2018年）
- 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、1996年。初出1989年）
- 渡辺晃宏『日本の歴史04 平城京と木簡の世紀』（講談社、2001年。講談社学術文庫版2009年）